## 学校職員の懲戒処分について(令和5年8月教育委員会定例会)(議案第21号関係)

| No.              | 1   |
|------------------|---|
| 処分年月日            | 令和5年8月21日   |
| 処分の種類            | 免職  |
|                  | 酒気帯び運転  |
| 処分の理由            | (事件・事故の概要)<br>被処分者は、令和5年5月20日(土)午前6時20分頃、酒気を帯びて普通乗用自動車を運転し、盛岡市本宮の交差点で、中央分離帯に衝突する事故を起こし、同日午前7時20分頃、事故現場を訪れた警察官によって行われた呼気検査により、呼気1リットル当たり0.31ミリグラムのアルコールが検出された。その後、警察による捜査が行われ、同年8月2日(水)付けで酒気帯び運転による運転免許取消処分を受けた。<br>この行為は、道路交通法第65条第1項(酒気帯び運転等の禁止)の規定に違反するものである。 |
| 事件発生   年月日       | 令和5年5月20日(土)  |
| 被処分者の年 齢         | 67 歳  |
| 被 処 分 者 の<br>性 別 | 男性  |
| 被処分者の所属          | 岩手県立盛岡工業高等学校  |
| 被処分者の職           | 会計年度任用職員  |
| 被 処 分 者 の<br>氏 名 | かしわだ しんご<br>柏田 信吾   |
| 備考               |   |

【教職員課 組織人事担当(内 6120)】

## 学校職員の懲戒処分について(令和5年8月教育委員会定例会)(議案第22号関係)

| No.              | 2   |
|------------------|---|
| 処分年月日            | 令和5年8月21日   |
| 処分の種類            | 減給2月  |
|                  | 安全運転義務違反(重傷事故)  |
| 処分の理由            | (事件・事故の概要)<br>被処分者は、平成30年1月22日(月)午前7時15分頃、出勤のために普通乗用<br>自動車を運転し、久慈市大川目町の国道を走行中、運転操作を誤って対向車線に<br>はみ出し、対向してきた普通貨物自動車に自車右前部を衝突させ、相手方に加療<br>約3か月の右骨盤骨折のけがを負わせた。 |
| 事 件 発 生<br>年 月 日 | 平成30年1月22日(月)   |
| 被 処 分 者 の<br>年 齢 | 30 歳代   |
| 被 処 分 者 の<br>性 別 | 男性  |
| 被処分者の所属          | 小学校   |
| 被処分者の職           | 教諭  |
| 備考               | 県北教育事務所管内<br>(久慈市、洋野町、野田村、普代村、二戸市、軽米町、九戸村、一戸町)  |

【教職員課 小中学校人事担当(内 6128)】

## 学校職員の懲戒処分について(令和5年8月教育委員会定例会)(議案第23号関係)

| No.              | 3   |
|------------------|---|
| 処分年月日            | 令和5年8月21日   |
| 処分の種類            | 戒告  |
|                  | 体罰  |
|                  | (事件・事故の概要)<br>被処分者は、令和5年4月28日(金)午後1時35分頃、清掃時間中において、<br>ごみ捨て後に寄り道をした男子児童1名に対し、教室へ戻ることを促す際、真後<br>ろから両手で背中を弾くように強く押し、当該児童を転倒させた。 |
| 処分の理由            |   |
| 事件発生   年月日       | 令和5年4月28日(金)  |
| 被処分者の年 齢         | 63 歳  |
| 被 処 分 者 の<br>性 別 | 男性  |
| 被処分者の所属          | 小学校   |
| 被処分者の職           | 教諭  |
| 備考               | 盛岡教育事務所管内(盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)   |

【教職員課 小中学校人事担当(内 6128)】